

令和5年度遊佐町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法律」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和5年度の一般廃棄物処理の実施計画を次のとおり定めたので、遊佐町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第6号。以下「条例」という。）第2条の規定により告示する。

令和5年 3月31日

遊佐町長 時 田 博 機

（ごみ処理実施計画）

1 基本事項

- (1) 計画の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 計画の区域 遊佐町全域 208.39km²
世帯数4,928世帯（令和5年2月末日現在）
人口12,777人（同上）

2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込

区 分		排出量
家庭系	もやすごみ・埋立ごみ・資源物（ビン・缶類） ペットボトル・粗大ごみ・水銀ごみ	2,880t
	資源回収物（紙類資源物・集団資源回収等）	360t
事業系		690t
合 計		3,930t

3 一般廃棄物の排出抑制・再資源化のための方策に関する事項

(1) 町における方策

（発生抑制）

- ① 広報紙等によるPRや各種団体・グループの要請に応じて開催するまちづくり出前講座や、小中学校等での環境教育を通じて、ごみの減量、分別ルール、資源化等3Rに関する啓発運動の充実を図る。
- ② ごみの減量・資源化について町民との連携を図るため、「環境推進員連合会」、「遊佐町地球温暖化対策地域協議会」等各種団体を通じて情報交換及び協力を求める。

- ③ 家庭から排出される厨芥ごみの自家処理を促進するため、家庭用生ごみ処理機器の設置者に助成を行う。
- ④ トレー・牛乳パックの販売店返却等によるごみの排出抑制、減量リサイクルの促進を住民に呼びかける。
- ⑤ 多量排出事業者に対し、ごみ減量化の推進について指導、啓発する。
- ⑥ 排出事業者として、率先して環境への配慮を取り入れた取り組みを推進する。
- ⑦ 婦人会、PTA等の資源物の集団回収の取り組みを推進する。

(再資源化)

- ① 紙資源収集の日を設け、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙類の分別回収を実施し、資源化を図る。
- ② リサイクルステーションにおいて、紙資源・びん等の収集を実施し、資源化を図る。
- ③ 使用済み小型家電回収を実施し、レアメタルや貴金属等の資源化を図る。
- ④ 古着等の布資源の回収を実施し、資源化を図る。
- ⑤ 小型充電式電池の回収を実施し、資源化を図る。
- ⑥ 水銀ごみの分別回収を実施し、資源化を図る。
- ⑦ 使用済みインクカートリッジの回収を実施し、資源化を図る。

(その他)

- ① ごみステーションの衛生的な管理及び動物等によるごみの飛散防止を図るため、適宜更新、修繕を図るとともに住民による軽微な修繕、管理用物品の購入を支援する。
- ② 住民の協力を得ながら、全町的な美化活動を実施する。
- ③ 一般廃棄物の適正処理のため必要な許可体制を維持する。
- ④ 不法投棄防止の啓発を行い、監視パトロールを実施する。
- ⑤ ボランティア等の協力を得ながら海岸漂着物の回収及び啓発活動を実施し、ボランティア等の清掃活動を支援する。

(2) 住民における方策

- ① 古新聞・古雑誌・ダンボール・空きびん等資源物の集団回収や牛乳パック・トレー等の店頭回収を行っている事業者の取り組みに協力する。
- ② 生ごみの十分な水切り、又はコンポスト等家庭用生ごみ処理機の活用による生ごみの減量化に努める。
- ③ 家庭の不要品についてはフリーマーケット等を活用し、ごみの発生量を抑制する。
- ④ 買い物には買い物袋を持参し、過剰包装を辞退するなどしてごみの発生量を抑制する。
- ⑤ 使い捨て商品の購入自粛及び詰め替え商品や再生品の選択等によりごみの発生量を抑制する。
- ⑥ 家庭から出るごみの分別を徹底し、町の収集に協力する。
- ⑦ 環境学習やごみ処理施設の見学等に積極的に参加し、ごみ処理の現状の把握に努める。

(3) 事業者における方策

- ① 多量にごみを排出する事業者は、減量化計画を策定し、排出抑制、再使用、再資源化に努める。
- ② 繰り返し使える商品、耐久性に優れた商品、再生可能な商品の開発・製造・販売や簡易包装を行うとともに、店頭回収等による自主回収と再生利用に努める。
- ③ 資材の見直し・再使用に努めるなど、自らの事業活動から生ずるごみの発生量を抑制する。

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
処理施設との整合を図り、次のとおりとする。

分別の区分	種 類
もやすごみ	厨芥類、紙くず類、繊維類（古布等）、樹木・葉・竹類 ゴム・革製品、その他のプラスチック類
埋立ごみ	ガラス・陶器類・灰・砂類
資源物	金属類、缶類、ビン類
ペットボトル	ペットボトル
粗大ごみ等	家電製品（家電リサイクル法対象品は除く）、家具類、自転車 等
紙類資源物	新聞紙・チラシ、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙等
使用済小型家電	特定対象品目の内、町で指定した品目 パーソナルコンピュータ、携帯電話、ビデオカメラ デジタルカメラ、ゲーム機、DVD プレイヤー、チューナー ワードプロセッサ等
小型充電式電池	ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池
水銀ごみ	蛍光管（水銀を含むもの）、乾電池（充電式を除く）、 水銀式の血圧計、温度計、体温計等
使用済インクカートリッジ	使用済みインクカートリッジ

※ 特定家庭用機器再商品化法に規定する廃棄物（エアコン、ブラウン管テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）については、引取・引渡義務対象廃棄物を排出する者は小売店に引渡し、それ以外のものを排出する者は一般廃棄物収集運搬許可業者に引き渡す。

※ 酒田地区広域行政組合で適正処理困難な木くず・草木類等を排出する者は、その処理を一般廃棄物処分業許可業者に委託する。

5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集・運搬の方法<収集地域は本町全域とする。>

廃棄物の種類		収集方法	収集回収
家庭系	もやすごみ	ステーション方式 ・別に定める地域ごとに収集日を 定めて収集する。	2回/週又は 3回/週
	埋立ごみ		1回/月
	資源物	・指定した集積所に町の指定した 袋により集積する。	2回/月
	ペットボトル		1回/月
	粗大ごみ	ステーション方式（春） 拠点回収方式（秋） 自己搬入（直接搬入）又は町の許可業者が 収集する。	春秋年2回

	多量に排出されるごみ	自己搬入（直接搬入）	
	紙類資源物	ステーション方式	1回／週
	使用済小型家電 ※1	対面回収、ボックス回収 イベント回収	通年 1回以上／年
	小型充電式電池	対面回収、ボックス回収	通年
	水銀ごみ	ステーション方式 対面回収	4回／年 通年
事業系	自己処理物及び適正処理 困難物を除いたもの	自己搬入（直接搬入）又は町の許可業者が収集する。	

※1) 国の回収ガイドラインで指定する特定対象品目より、町で選定した品目に限る

※ もやすごみ、埋立ごみ、資源物、ペットボトル、紙類資源物、水銀ごみの回収は、原則、自治会の管理するごみステーションを使ったステーション方式を採用しているが、特別な事情がある場合は、公共施設でも回収を受け付ける。

(2) 処理の方法

- ① もやすごみは焼却処理、資源となるものは回収し、それ以外のものは埋立て処理する。
- ② 資源物及びペットボトルは、予め分別排出されたビン・缶類・ペットボトルから資源となるものを選別し、それ以外のもの及び、埋立ごみは、埋立て処理する。
- ③ 粗大ごみは、破碎処理し、資源となるもの以外は焼却処理する。
- ④ 上記の方法により処理できないごみは、埋立て処分する。
- ⑤ 紙類資源物、使用済小型家電及び小型充電式電池は、収集業者が直接資源化又は中間処理後資源化する。
- ⑥ 水銀ごみは、酒田地区広域行政組合に集約し、資源化可能な委託業者に搬出して資源化する。
- ⑦ 使用済みインクカートリッジは、一定量が集まる都度、再生事業者へ配送し、再利用・再資源化を行う。

(3) 収集・運搬及び処理の実施者

区 分		収集・運搬	中間処理	最終処分
家 庭 系	もやすごみ 埋立ごみ 資源物 ペットボトル 粗大ごみ	委託業者・許可業者 自己搬入（直接搬入）	酒田地区広域行政組合	酒田地区広域行政組合
	紙類資源物	委託業者	委託業者において資源化	
	小型家電	委託業者	委託業者において資源化	
	小型充電式電池	一般社団法人 JBRC	JBRCにおいて資源化	
	水銀ごみ	委託業者・許可業者 自己搬入（直接搬入）	委託業者において資源化 ※酒田地区広域行政組合に集約し、業者に搬出する。	
	インクカートリッジ	事業者へ直接配送	事業者において資源化	
事業系	許可業者 自己搬入（直接搬入）	酒田地区広域行政組合	酒田地区広域行政組合	

※収集・運搬区域は別に定める。

6 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) 中間処理施設

項目	ごみ処理（焼却）施設	粗大ごみ処理施設	リサイクルセンター
所在地	酒田市広栄町3丁目133番地	酒田市広栄町3丁目133番地	酒田市北沢字長面200番地
処理能力	196t/24h (98t×2炉)	12t/5h	40t/5h
処理方式	流動床式ガス化溶融炉	衝撃せん断併用回転式	圧縮梱包方式
設置年月	平成14年4月	平成14年4月	平成元年11月
設置者	酒田地区広域行政組合	酒田地区広域行政組合	酒田地区広域行政組合

(2) 最終処分場

所在地	酒田市北沢字鷹尾山1番610
埋立地容量	366,000m ³
埋立ての方式	セル工法に基づくサンドイッチ方式
関連施設処理方式	浸出水処理方式
	接触曝気方式
設置年月	平成3年3月
設置者	酒田地区広域行政組合

7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

- (1) 一般家庭から発生するごみの排出形態は下記に示すものとし、別に定める地域ごとに収集日を指定して収集する。

区分	排出形態	指定事項
もやすごみ	指定ごみ袋	黒色文字の半透明ポリ袋
埋立ごみ	指定ごみ袋	赤色文字の半透明ポリ袋
資源物	指定ごみ袋	青色文字の半透明ポリ袋
ペットボトル	指定ごみ袋	緑色文字の半透明ポリ袋
紙類資源物	紙紐で縛る	
粗大ごみ	指定なし	
使用済小型家電	指定なし	
古着等	指定なし	
小型充電式電池	指定なし	
水銀ごみ	任意の袋	半透明ポリ袋（指定ごみ袋可）
使用済インカートリッジ	指定なし	

- (2) 事業活動に伴って排出される多量の一般廃棄物は、事業者自らが処理するか、又は、一般廃棄物処理業の許可を受けた者にその処理を委託するものとする。
- (3) 多量に排出される事業系一般廃棄物のうち、上記の方法によらないものについては、法律第6条の2第5項に準じて、運搬すべき場所及び方法については別に指示する。
- (4) 犬・猫等の小動物死体は、所有者が運搬し、酒田地区広域行政組合が処理する。
- (5) この計画の実施については、細目は別に定める。

(Ⅱ) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画

1 基本事項

- (1) 計画の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 計画の区域 遊佐町全域 208.39km²
世帯数4,928世帯（令和5年2月末日現在）
人口12,777人（同上）

2 し尿・浄化槽汚泥の発生量及び処理量の見込み

発生量及び処理量は、本町での処理を対象とする総排出量とする。

種 別	総排出量
し 尿	1,000kℓ
浄化槽汚泥	1,280kℓ

3 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理及びこれを実施する者

- (1) 収集・運搬の方法《収集地域は本町全域とする》

種 別	収集形態	収集回数
し 尿	各戸回収方式	随 時
浄化槽汚泥	各戸回収方式	随 時

- (2) 処理の方法

し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設で処理する。

- (3) 収集・運搬及び処理の実施者

種 別	収集・運搬	中間処理	最終処分
し 尿	許可業者	酒田地区広域行政組合	酒田地区広域行政組合
浄化槽汚泥	許可業者	酒田地区広域行政組合	酒田地区広域行政組合

4 し尿処理施設の概要

所在地	酒田市広栄町3丁目133番地
処理能力	180kℓ/日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式
設置年月日	平成元年10月
設置者	酒田地区広域行政組合

5 その他

し尿及び、浄化槽汚泥は、許可業者が収集・運搬し、酒田地区広域行政組合の処理施設で処理する。

別表

1 家庭系一般廃棄物（ごみ）収集体制

(1) もやすごみ

収 集 日	収 集 地 域
月 曜 日 水 曜 日 金 曜 日	第1地域 京田、京田新田、旭ヶ丘、上吉出、中吉出、下吉出、和田、漆曾根、尻引岡田 七日町、六日町、五日町、駅前一区、駅前二区、十日町、八日町、境田、女鹿 滝ノ浦、鳥崎、湯ノ田、横町一、横町二、横町三、布倉、宿町一、宿町二 宿町三、宿町四、宿町五、西浜、小野曾、菅野上、菅野下、谷地上、谷地下、 石淵
火 曜 日 金 曜 日	第2地域 蕨岡地区、稲川地区及び西遊佐地区全集落 広野、藤井、臂曲、金俣、岩野、桑蚕、袋地、舞台、野沢上、野沢中野沢下、 下野沢、大楯、平津新田、下長橋、富岡、畑、北目、丸子、上戸 下当上、下当下、東山、山崎、樽川、中山、升川、南山、松山、箕輪、落伏

(2) 埋立ごみ

収 集 日	収 集 地 域
第2木曜日	遊佐町全集落

(3) 資源物

収 集 日	収 集 地 域
第1木曜日	遊佐町全集落
第3木曜日	遊佐町全集落

(4) ペットボトル

収 集 日	収 集 地 域
第4木曜日	遊佐町全集落

(5) 紙類資源物

収 集 日	収 集 地 域
火 曜 日	もやすごみ第1地域に同じ
月 曜 日	もやすごみ第2地域に同じ

(6) 粗大ごみ

収 集 地 域	春季収集日	秋季収集日
蕨 岡 地 区	5月22日	9月16日
遊 佐 地 区	5月25日	
稲 川 地 区	5月24日	
西遊佐 地 区	5月29日	
高 瀬 地 区	5月30日	
吹 浦 地 区	5月23日	

(7) 水銀ごみ

収 集 日	収 集 地 域
3・6・9・ 12月の 第2木曜日	遊佐町全集落

※ 収集日に変更がある場合は、別途指定する。

2 一般廃棄物処理業許可業者一覧表

(1) 一般廃棄物収集・運搬許可業者 (令和5年2月末日現在)

許可業者名	住 所	事 業 系 ご み	家 庭 系 粗 大	家 電 4 品 目	し 尿	浄化槽 汚 泥
斎藤拓男	遊佐町吉出字金俣 81	○		○		
(株)今野運輸	酒田市京田一丁目 5-22	○				
(株)エコー	酒田市両羽町 325-1	○		○		
(株)幸輪	遊佐町菅里字十里塚 2-213	○	○	○		
環清工業(株)	酒田市浜中字八間山 135-1	○	○	○	○	○
荘内運送(株)	鶴岡市文下字久保田 1	○		○		
(株)エルデック	酒田市松美町 3-70	○	○	○	○	○
東北環境開発(株)	鶴岡市下清水字打越 2-1					○
(株)庄内エコポリス	酒田市石橋字前田 18-2					○
(株)庄交コーポレーション	鶴岡市錦町 2-60	○	○	○		
クリーンサービス(株)	酒田市北新橋 1-12-13	○				
遊佐自動車(株)	遊佐町小原田字沼田 5	○				
(株)渡部砂利工業所	酒田市宮海字中砂畑 27-4	○				
ミカワ精工(株)	酒田市東町 1-14-23	○				
(株)丸高	酒田市下安町 41-1	○				
(株)環境管理センター	鶴岡市白山字村北 128 番地の 11		○※1	○※1		
渡会電気土木(株)	鶴岡市下山添字一里塚 36	○※2				

※1 遺品に限る

※2 回収物の全量を資源化することを条件とする

(2) 一般廃棄物処分業許可業者

許可業者名	住 所	事業の範囲
(株)渡部砂利工業所	遊佐町藤崎字茂り松 2-389 (遊佐出張所)	木くず・草木類
(株)遊佐製材所	遊佐町藤崎字茂り松 61-873	一般廃棄物の処分木屑
(株)エルデック	酒田市松美町 3 番 70 号	残渣、脱水汚泥等

(3) 浄化槽清掃業許可業者

許可業者名	住 所
環清工業(株)	遊佐町藤崎字茂り松 61-120 (遊佐営業所)
(株)エルデック	酒田市松美町 3-70
東北環境開発(株)	鶴岡市下清水字打越 2-1
(株)庄内エコポリス	酒田市石橋字前田 18-2

3 ステーション収集委託業者

許可業者名	住 所
遊佐自動車株	遊佐町小原田字沼田 5